

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
当たる日のと日)

いてしなければならない。

第十一條第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

第十一條の二中「掲示場の数」を「掲示場の総数」に改める。

第十八条を次のように改める。

(開催市町村の指定の通知)

第十八条 県の委員会は、法第百五十三条の規定により立会演説会を開催する市町村を指定したときは、その旨を当該市町村の委員会に通知するものとする。

第四十三条第二項及び第三項を削る。

第四十四条から第四十八条までを次のように改める。

第四十四条 法第百六十四条の二第二項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第十三号様式の表示板を用いてしなければならない。

第四十五条 第二条から第四条までの規定は、前条の表示板の交付、掲示及び返付について準用する。

第四十六条から第四十八条まで 削除

第五十六条第二項中「規定により県の委員会が指定する締切期日(以下「締切期日」という。)まで」を「規定による期間の末日まで」に改める。

第五十七条第二項中「締切期日」を「法第百六十八条第一項の規定による期間の末日」に改める。

第六十四条第四項中「第二十六条」を「第三十五条」に改める。

第六十八条第一項中「四日」を「六日」に改める。

第七十条中「第二十六条」を「第三十五条」に改める。

第五号様式の二を次のように改める。

第一条第二項を次のように改める。

2 法第百四十二条第二項の規定による表示は、県の委員会が交付する別記第二号様式の表示板(以下この章において「表示板」という。)を用

(第三種郵便物認可) 昭和44年9月17日 水曜日 鳥取県公報

第5号様式の2

ポスター掲示場減数承認申請書

公職選挙法第144条の2第1項の規定により設置するポスター掲示場の総数を、同条第2項ただし書の規定により、次のとおり減じたいのでご承認くださいますよう関係書類を添えて申請します。

(市町村) 選舉管理委員会委員長 氏 名 あて
鳥取県選舉管理委員会委員長 氏 記

添付書類
1 ポスター掲示場の法定総数
2 ポスター掲示場を減じようとする数
3 設置するポスター掲示場の総数

求又タ一掲示場設置計画表

第十四号樣式 削除

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

備考
1 「選挙人名簿登録者数」は、定時登録又は選舉時登録が行なわれた日のうち申請をする日の直前の日現在において当該選挙人名簿に登録されている者の数によること。
2 住宅地、耕地、山林、池沼の区別が表示された地図に、投票区の区域及びポスター掲示場を設置する予定の場所を表示したもの添付すること。

第十三号様式及び第十四号様式を次のように改め、第十四号様式の二を削る。

(選挙運動のために使用する事務員に限る。)に対し支給することができ
る報酬の最高額を次のように定め、昭和三十七年六月鳥取県選挙管理委員
会告示第二十六号は、廃止する。

昭和四十四年九月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙運動従事者及び労務者に対し支給することができる実費弁償の
最高額及び報酬の最高額

一 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額

(い) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した
運賃等の額

(ろ) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した運
賃等(運賃等について等級の区分を設けている船舶にあつては、二等
又は三等の運賃等)の額

(は) 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費
額

(に) 宿泊料(食事料二食分を含む。) 一夜につき二十円

弁当料 一食につき二百円、一日につき六百円

(ば) 茶菓料 一日につき百円

二 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる報
酬の額

(い) 基本日額 千円

(ろ) 超過勤務手当 一日につき右の額の五割

三 選挙運動のために使用する労務者一人に対し支給することができる実
費弁償の額

(い) 鉄道賃、船賃及び車賃 第一号(い)、(ろ)及び(ば)に掲げる額

(ろ) 宿泊料(食事料を含まない。) 一夜につき千六百円

四 選挙運動に従事する者(選挙運動のために使用する事務員に限る。)
一人に対し支給することができる報酬の額

一日につき千円